

編集委員会 会議録

会議の名称	第6回 編集委員会（実質的な協議の5回目）
開催日時	平成20年7月7日（月）18時26分から20時45分
開催場所	川口市 職員会館 会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （委員）木岡委員、落合委員、石井（邦）委員、河合委員、森委員、小島委員、碓委員 （オブザーバー）金井委員、石井（良）委員
会議内容	・川口市自治基本条例の素々案 （市民の定義、最高法規性、検証委員会）
会議資料	・事務局案
発言内容	<p>・第5検討部会の堀委員の代理の人を立てたいと思うがどうか。（委員長）</p> <p>- 異議なし -</p> <p>条例の理念について</p> <p>・昨日は、市民の定義は必要という議論になり、事務局に案を作成してもらった。</p> <p>・編集方針については市民が主ということが合意されたが、「主役」とするか「主人公」とするかは決まっていない。</p> <p>・さらに、何に対して市民が主なのかという点については、市に関わるもの全部であるという確認が取れている。</p> <p>・また、市民に分かりやすく、将来いい方向に結び付けていくという考え方も確認した。</p> <p>・そして、実効性が必要ということについても確認したところである。 （以上、委員長）</p> <p>・自治基本条例が何を目指しているのかということでは、市民の幸福ということになると思うので、そこを盛り込む必要がある。</p> <p>・条例のなかで、そうした理念は盛り込んでいきたいと考えている。</p> <p>・また、最高規範性（規定）は条例に入れることになったが、運用面で最</p>

- 高規範となるようにしなければならないことが確認された。
(以上、委員長)
- ・自治基本条例の最大の目的は、主権者である市民が市の行為をコントロールすることにあると思っている。また、市民がコミュニティを盛り立てていくという点も重要だと思う。さらに、市政の目標、方向性を示すということもあると思っている。
 - ・そして、その目的をどう捉えるかによって、市民を「主役」というのか「主人公」というのか、変わってくると考えている。
 - ・従って、第一義的には市民は「主権者」であり、目的以外で盛り込むなら別の表現になるかもしれない。
 - ・まず、市民が主人であるということに気付いてもらう必要がある。
 - ・自治基本条例においては、市民が市の主人公であるということを確認することが重要であり、2段階の考え方は必要ないと思っている。
 - ・市民が主人公であるという考え方が他の部会とは根本的に違っているので、いくら議論しても妥協点は見出せないと思う。編集委員会ではこうした議論があったと付記しておけばよいのではないかな。
 - ・今後、広報・PIを行う上では大変重要な考え方なので、しっかりと議論しておく必要がある。(委員長)
 - ・できたものの説明を考えたほうがよいのではないかな。
 - ・根本的なところで考え方が違うので、同じ議論が繰り返されている。
 - ・初めて自治基本条例を聞く人にとっては、分かりにくいところなので、同じ議論の繰り返しになっても、しっかりと議論し伝える内容にしないとけないと思っている。(委員長)
 - ・繰り返し議論することによって、見えてくるものもあると思う。
 - ・能動的に参加している市民もいれば、そうではない人もいるので、主役という言葉では能動的な意味に取られてしまう可能性がある。
 - ・自治の中心人物であるという意味で、主人公と表現したほうがよいと思う。

・市民に分かりやすく（ワンフレーズ）したいので、「主人公」という表現がよいと思うがどうか。（委員長）

- 異議なし -

・それでは、市民が主人公であるという表現にする。そして、編集委員会としては、主人公には2つの意味があるということをつけ加えておきたいと思う。（委員長）

市民の定義について

・市政を統制する主体は住民であると思っているが、まちづくりの主体としては企業、NPO、町会等などの自然人以外も含まれると思う。このように見方によって市民（の定義）は変わってくると思うが、現段階では案でよいと思っている。

・市民の定義では「自然人」とし、まちづくりでは「市民及び団体」とすればいいと思っている。

・最高規範性については、「この条例の趣旨を尊重しなければならない」でよいと思っている。

・「尊重」ではなく「適合」のほうがよいと思っているが、最高規範性の趣旨は表していると思う。

・しかし、最高規範性を謳っても運用されなければ意味がないので、条例の実効性を確保する手段（例：運用検証委員会）について議論したいと思うがどうか。（以上、委員長）

・市政運営のチェックは議会の役割であるが、条例の運用状況を細かくチェックするのであれば、専門的な機関を設けてチェックすることも考えられる。（総務課）

・運用状況の検証というのは大変難しいと思うので、「見守る」程度でよいのではないかと思っている。

・第1検討部会ではチェック機関は不要であるとの意見だが、作った後で

事務局のメンバーが全員人事異動で変わった場合などに備えて、この条例の運用状況を確認していく必要があると思っている。(委員長)

- ・何をどの程度検証するのか、非常に曖昧で茫漠としていると思う。
- ・わざわざ運用検証委員会を設けるよりは、行政監査とかオンブズマン制度で監視することができるのではないか。
- ・さらに、スリムな組織が求められていることから、既存の制度等で対応できるのではないかと考えている。

- ・ISO がうまく機能しているのはチェックの仕組みが優れているからであり、自治基本条例が「作っておしまい」とならないように、専任者を置くべきではないか。

- ・チェックが必要であるとは思っているが、何をどこまでチェックするかは難しいところだ。
- ・例えば年に1回報告会などを行えば、市民に対して、市民が主役だと訴えかける手段として使えるのではないかと思う。

- ・チェックするということを否定しているわけではなく、行政(組織)はスリムであったほうがよいという観点から、既存のものが使えるのではないかということである。

- ・(運用検証委員会に)絶対的な権限がなければ、組織を設ける意味はないと考えている。

- ・実効性を担保するための組織を設けなくて大丈夫かといった懸念はあるが、行政内部(担当)としてしっかりと監視していけばよいと考えているので、第4検討部会としては設けるべきではないというのが意見(強い)である。

- ・組織は設けるべきとなったが、“運用検証”という言葉ではきついということで、やわらかい表現にしたほうがよいということになった。
- ・また、組織は、市民自治の効果をチェックするとともに進捗状況を確認し、市長や議会に対して改善すべき点などを進言することができると考えてきたところである。

- ・ 茫漠としたものでも、担当者を置くとともにチェック項目を明確にすることによって評価することができると思っている。
- ・ そして、チェック状況をしっかりと情報公開してもらいたいと思う。
- ・ 行政監査は形式的だという批判もある。

- ・ 自治基本条例は実定法規ではなく、自治の基本となる柱を示すものであると思っている。だから、自治基本条例は検証しにくいと考えており、個別具体的な施策は、評価も含めて総合計画などに任せる部分であると思っている。

- ・ 運用検証委員会があれば、市民が声を上げやすくなる、惹いては自治を充実させるための方策になると考えられる。

- ・ 常に性悪説で考えているが、例えば、市長や執行部が（悪意を持って）こんな条例は知りませんとなったらどうするのか。
- ・ 例えば、行政が「市長が変わったので、今までやったことは知りません」となったらどうするのか。
- ・ 今から、そうした事態に対する仕組みを考えておかないと、自治基本条例の実効性が担保されないと考えている。（以上、委員長）

- ・ 住民投票条例の制定などは義務規定とすればいいと思う。
- ・ そもそも行政が条例の規定を完全に無視するということはできないと思うがどうか。

- ・ 例えば、住民投票制度がずっとできないままの事態は考えられないだろうか。
- ・ 実効性を考えないといけないと思っている。（以上、委員長）

- ・ その点は、現行組織でもチェックできるので心配はないと思う。

- ・ 権力は腐敗するということをどう克服するかという点は非常に重要なことだと思う。
- ・ 市長（市政）のチェックは議会がするということであり、仮に住民投票の請求があっても実施しないということになれば、リコールなどに発展するかもしれないと思っている。

- ・チェック機能については、機関を設けてしっかりとやる必要があるというのが第3検討部会の意見である。
- ・ただし、何をどのようにということについては、明確にできないと思っている。
- ・また、市長が代わったときという話は、自浄作用が働くと考えていいと思うので、市民の判断に委ねることができると思う。

- ・第3検討部会では、チェックしようにもやる仕組みがないとできないという意見があった。そのため、編集員会では、その仕組みをよく考えないといけないと思っている。
- ・実際には監査の機能が働いていないとの意見もあるので、自治基本条例が機能していない場合、市民の拠り所としては行政監査に任せるという考え方はしにくいと思っている。(以上、委員長)

- ・行政監査には当然がんばっていただくというのが前提であるが、第1検討部会では内部通報制度なども提案しているので、そこまで心配しているのであれば、(条例の)附則で規定しておけばよいと思うがどうか。

- ・本来、附則には、本則に規定した事項に付随する事項を定めるものであり、できないことはないと思うがそのように規定した条例はない。
(総務課)

- ・何らかの形で監視やチェックが必要で、実効性を持たせることにはコンセンサスが取れたと思っている。しかし、その方法は2通りあるので、そのまま提案することとしてはどうか。

- ・義務規定になるところと努力規定になるところが出てくるが、本文を議論するときに義務規定をしっかり管理する必要があると思ったので、今回議題として取り上げた。
- ・それでは、運用検証委員会を設置することに賛成の人は。(以上、委員長)

- ・具体的に何をどのようにするのか、どんなメンバーなのかが分からないので判断できない。

- ・構成メンバーは今回の委員会のようなイメージで、チェックのできる弁護士などの専門家を複数人含めるとともに、計画的にチェックしていく

ことをイメージしている。

- ・さらに、会議は公開するとともに、年間1、2回の機会を設けてはどうかと思っている。
- ・構成については、15名程度で、議員、各種団体、公募市民がいいと思っており、具体的な事例を挙げて検証する。(これが抑止力となる。)
- ・市民が主人公として活躍しているかどうかについては、例えば、選挙の投票率や町会加入率、ボランティアへの参加率などの数値が参考になると思っている。
- ・さらに、自治基本条例の改廃についてもこの組織が検討し、最終的には議会が判断する(議決する)ということになると思う。
- ・定数、任期は別として、この策定委員会の縮小版のようなイメージで委員会を設けることに賛成である。
- ・行政にとっての負担は相当増えるだろう。また、改廃の話までをこの組織にやらせるには疑問が残るところである。
- ・チェック機能は必要だというコンセンサスの下で、本文を検討していきたいと思う。(委員長)
- ・豊島区の例では、まず事務局が何をやるのか分からないということがあった。そして、1年間何もやらなかった後で、コミュニティ協議会をつくるというテーマが持ち上がり、その後、自治基本条例の運用状況を検証する組織の所管が市民課に変更になった。
- ・個人的には、検証委員会(別な組織)を設けても、アジェンダ設定が難しいと思うので、条例の運用状況をしっかり監視していくのであれば、この自治基本条例策定委員会を継続させるというやり方が一番よい方法だと思っている。
- ・また、組織を設けて役割を明確にしないと、例え事務局であっても、後にこの条例によって何をどうするのかといった議論になりかねないと考えられる。
- ・例えば、住民投票の手続きについて条例化していないなど、自治基本条例に定めたことが実行されていない点などを指摘する、という役割があると考えられる。(以上、オブザーバー)

- ・自治基本条例に反するその他の条例等は無効にするというような絶対的な権限を与えるのであれば、組織を設置する意義はあると思うが、そうでなければ、あまり設置しても意味はないという議論が第4検討部会ではあった。
 - ・現実的には、オンブズマン制度のように、行政に対して勧告するという権限があれば十分かと思っている。
 - ・チェック機能が必要であるということは理解できるが、市には司法がないので判断できない、だから設けないという理論もあると思う。中途半端な権限の組織を置いても、お金はかかる時間はかかる、混乱は生じるというような弊害があるのではないかとと思われる。
 - ・運用検証委員会とは何なのか、設置しない場合はどのようなリスクがあるのか、正直なところ分からなくなってきた。さらに、既存の制度をうまく活用していく方法も考えないといけないと思う。
 - ・検証委員会を設置する必要があると考えている方、既存のものでよいと考えている方、それぞれ挙手をしていただきたい。(委員長)
- (それぞれに挙手があった。)
- ・今のように、編集委員会で議論しても決まらないことがあるので、編集委員会としては両論併記するとともにそれぞれにメリット・デメリットを示し、運営調整部会の判断にお任せしたいと思う。
 - ・従って、“ここは意見が分かれている”というように素案を作成していきたいと思うがどうか。(以上、委員長)
 - ・賛成である。この場で意見が分かれるような点は、恐らく広報・PIで多くの市民に聞いても同じ事だと思う。
 - ・検討部会ごとに条例の出来姿を想定して議論していると思うので、各部会の全体像を見せていただいた後で、この項目はこのように考えているという示し方をしないと議論しにくいと思っている。
 - ・まずは、極力独立した項目について検討したいと思っているがどうか。(委員長)

- ・それではいくら議論してもまとめようがないような気がする。素案や素案のたたき台の作成を事務局に任せてもいいのではないかと考えている。
- ・事務局にたたき台を作成してもらおうとは思っているが、条例に盛り込む内容は編集委員会でしっかりと議論したいと思う。(委員長)
- ・13日にある程度議論が進めば、事務局にたたき台を作成してもらい、それを編集委員会で議論するという進め方でいいと思う。
- ・13日については、5部会の案のなかで重複しているものを先に議論し、合意を取っていきたいと思っている。(委員長)
- ・住民投票については5部会が提案しているが、規定を設けるかどうか、詳細な規定は別条例にするのかどうかという程度の議論でよいと思う。
- ・具体的な住民投票の仕組みについては、素案作成のときに議論したほうがよいと思う。
- ・では、第8回は7月15日の火曜日18:30から、第9回は25日18:30から、第10回は28日18:30から編集委員会を開催する。(委員長)
- ・13日(第7回)は第二庁舎が会場となっている。
- ・なお、広報・PIチームからの提案では、9月14日(日)の午後に市民フォーラムを開催したいとのことである。(以上、事務局)
- ・大変な作業であるが、(事務局にたたき台の作成を)発注するにも仕様(中身)を決めるまでにしておかないといけないと思う。(オブザーバー)
- ・市民が主権者、主人公であるという点と実効性を担保するという点が確認できたのは非常によかったと思っている。(オブザーバー)
- ・以上で本日の会議は閉会とする。(委員長)

次回以降日程	(第7回)7月13日(日)10時~17時 第二庁舎 (第8回)7月15日(火)18時30分~ (第9回)7月25日(金)18時30分~ (第10回)7月28日(月)18時30分~
--------	--